

第7回 (一社) 電力需給調整力取引所 運営委員会 議事録

1. 日 時：2025年 8月 4日 (月) 15:30～16:15
2. 場 所：オンライン開催
3. 委員一覧 (出席者)：

	氏 名	所 属
	跡上 勝久	九州電力送配電 (株) 系統技術本部 運用計画グループ 課長
	綾田 真	四国電力送配電 (株) 企画部 副部長 兼 技術計画グループリーダー
	岡田 怜	東京電力パワーグリッド (株) 系統運用部 広域給電グループマネージャー
	小柳津 政勝	東北電力ネットワーク (株) 電力システム部 中央給電指令所 調査役
	鹿野 祐介	関西電力 (株) エネルギー需給本部 電力取引グループ チーフマネージャー
	川口 公一	一般社団法人エネルギーリソースアグリゲーション事業協会 会長理事
	川崎 斉司	大阪ガス (株) 電力事業部 電力事業推進部 市場取引チーム マネージャー
	工藤 芳揮	旭化成 (株) エネルギー戦略推進部 エネルギーセンターグループ グループ長
	新谷 宏治	北海道電力ネットワーク (株) 工務部 広域システムグループリーダー
◎	菅原 健一	中部電力パワーグリッド (株) 系統運用部 給電計画グループ グループ長
	杉原 健一	(株) J E R A 販売統括部 需給改革推進部 市場制度ユニット ユニット長
○	高間 康弘	関西電力送配電 (株) 系統運用部 給電制度グループ チーフマネージャー
	中村 和平	北陸電力送配電 (株) 電力流通部 広域運用チーム 統括課長
	鳴瀧 匡彦	東京ガス (株) 電力事業部 電力トレーディンググループマネージャー
	平尾 宏明	一般社団法人エネルギーリソースアグリゲーション事業協会 副会長理事
	増岡 裕樹	中国電力ネットワーク (株) 企画部 市場整備グループ マネージャー

※五十音順、敬称略、◎は委員長、○は副委員長



4. 議 題：

- (1) 取引規程類の改定事項について（2026 年 3 月改定予定）

5. 議事内容：

（１）取引規程類の改定事項について（2026 年 3 月改定予定）

事務局より取引規程類の改定事項について以下の説明があり、本件の理事会への付議にあたり、運営委員会としての意見、提言を確認した。

- ・ 次回の取引規程改定は、国の審議会における整理事項の反映を中心に、2026 年 3 月を予定。
- ・ 取引参加者の立場から、追加の改定事項があるかという点を中心にいただいた意見を踏まえ、事務局にて改定事項を取りまとめた。
- ・ 取引規程類の改定事項について、8 月開催の理事会へ運営委員会からの提言として事務局より付議する。

【改定事項】

- ① 一次調整力～三次調整力①の 30 分ブロック化
- ② 一次調整力～三次調整力①の前日取引化
- ③ 機器個別計測・低圧リソース参入
- ④ 二次調整力①広域運用（広域 LFC）
- ⑤ 少量約定時のアセスメント許容範囲緩和について
- ⑥ 電源等差替における不適切行為の明確化
- ⑦ 地内系統混雑発生時の約定の取扱いの明確化
- ⑧ 起動費単価分等の返還情報の登録がある場合の、上限価格超過時の取扱いの明確化
- ⑨ EDC 制御を行った場合の指令値変更に係る取扱いの明確化

川崎委員：2点確認したい。まず、改定事項 No.9「EDC 制御を行った場合の指令値変更に係る取扱いの明確化」について、要望に至った背景を補足する。BSP は、EDC 制御による指令と手動で指令値を送信する場合を区別して把握する術がなく、TSO が作成する明細の内訳でも確認できない課題がある。一方、TSO から BSP に対し、EDC 制御と手動指令を区別する手段等を提供いただくことは難しいものと認識しているため、（もしそうならば、）そもそも取引規程上の扱いを分けずに（アセスメントや）精算を可能とする条文に変更できないか、という趣旨。よって、EDC 制御による指令と手動で指令値を送信する場合の差異を取引ガイドにて明確化する事務局案については、両者の取扱いを分けずに揃えて欲しい、という要望の趣旨を十分に踏まえた回答になっていないようにも思われる。

次に、委員からの意見 No.5「代替不可申請時の電話連絡の廃止」について、事務局からは、属地 TSO と取引会員との認識相互確認の観点から必要であるとの回答だが、

BSP としては、TSO にてメールの確認を自動的にリマインドする仕組み等を構築することで電話を不要とする扱いにできないかといった趣旨になる。2 点についてあらためて、事務局の見解を伺いたい。

事務局：一点目、二点目共に、TSO の認識についてもあらためて確認した上で、別途回答する。
この場で TSO から補足があればお願いしたい。

川口委員：委員からの意見 No.5「代替不可申請時の電話連絡の廃止」について、BSP のうち蓄電池の運用者は、運転員を夜間配置していないことが多く、電話連絡を不要とすることでシステムにて対応が完結する（すなわち負担軽減の効果が大きい）。別途の回答で問題ないので、あらためて事務局の見解を伺いたい。

菅原委員長：その他ご意見なければ、以上とさせていただきます。川崎委員、川口委員の意見について、事務局にて回答を調整いただきたい。確認の結果を委員へフィードバックし、改定事項に変更が生じた場合、改めて理事会の付議内容を確認する手続きを実施することとしていただきたい。

菅原委員長：以上をもって、本日の議事を終了する。

以 上